

岩手県告示第 300 号の 3

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

診療所又は薬局の名称	所在地
つくし薬局 細浦店	大船渡市末崎町字細浦 77 番地 4
つくし薬局 猪川店	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10
及川皮膚科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10
医療法人公陽会さかもと整形外科	盛岡市天神町 11 番 3 号
及川内科胃腸科クリニック	一関市字鳴神 74 番地
ささきクリニック	花巻市中北万丁目 836 番
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号
中里クリニック	一関市石畑 6 番 29 号
医療法人社団杜の希会千厩ひかりクリニック	一関市千厩町千厩字石堂 13 番地 12
やまぶき薬局	一関市狐禅寺字大平 125 番地 13
谷藤内科医院	一関市千厩町千厩字町浦 185 番地
関が丘薬局	一関市関が丘 14 番地 2
つくし薬局 下の橋店	盛岡市大沢川原一丁目 1 番 3 号
つくし薬局 磯鶏店	宮古市磯鶏沖 15 番 11 号
つくし薬局 大堤店	北上市大堤北一丁目 6 番 30 号
つくし薬局 花巻店	花巻市若葉町二丁目 4 番 14 号
つくし薬局 末広店	上閉伊郡大槌町末広町 6 番 40 号
つくし薬局 前沢店	奥州市前沢区二十人町 53 番地 1